**平成２４年（フ）第８６０号**
京都府八幡市八幡御馬所９番地　浜マンション１―102
破産者　山田　幸代
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第３３７号**
奈良県桜井市大字桜井501番地の27
破産者　竹村　明弘
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０９号**
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷1555番地４
破産者　澤　　克大
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２６３号**
広島県東広島市西条西本町２番49号、開始決定時の住所広島市安佐北区白木町大字三田3605番地３
破産者　大木工業こと　大木　昌弘
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３７３号**
長崎県長崎市かき道５丁目１番11号　ボアールⅢ202号、開始決定時の住所長崎県長崎市戸石町500番地198
破産者　山道　明子
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３７号**
長崎県長崎市界２丁目32番12号　ライラックビレッジⅠ102、開始決定時の住所長崎県長崎市桶屋町31番地３　グランドマンション403
破産者　川口　　崇
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２９７号**
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷465番地―205号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地18―401号
破産者　西田　　泉
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２２号**
熊本県宇城市豊野町山崎1594番地１
破産者　松下　　泉
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２号**
兵庫県豊岡市江本124番地
破産者　永川　正雄
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２４年（フ）第４２号**
兵庫県養父市八鹿町宿南1453番地
破産者　片山　　進
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２４年（フ）第７６８号**
札幌市手稲区前田７条18丁目５番17号
破産者　原田　勝重
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第７６９号**
札幌市西区発寒10条２丁目５番５号　宮田マンション１階２号
破産者　原田　祐治
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６６２号**
札幌市豊平区豊平３条13丁目１番26号　フラワーパレス101号
破産者　伊勢　輝夫
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６６３号**
札幌市豊平区豊平３条13丁目１番26号　フラワーパレス101号
破産者　伊勢智恵子
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第５６３号**
仙台市泉区東黒松26番３号　グレースコート201、従前の住所宮城県名取市愛島台６丁目15番地の33
破産者　吉田　秀昭
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第６２号**
宮城県東松島市大曲字堰の内南30番地111、前住所宮城県石巻市貞山２丁目４番４―３号
破産者　貞山オートサービスこと　遠藤　房一
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２３年（フ）第２６４２号**
名古屋市港区八百島１丁目1403番地
破産者　川瀬　智子（旧姓藤沢）
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１０１２号**
愛知県半田市岩滑中町４丁目41番地の１　県営岩滑住宅３棟402号
破産者　鈴木　初美
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部